

第三回 岐阜広域合併協議会開催

第三回岐阜広域合併協議会が七月四日、岐阜商工会議所で開催され、次の事項について報告、協議が行われました。

報告事項

岐南町が合併協議会に加入するための規約が、各市町（笠松町・岐阜市・羽島市・柳津町・北方町・岐南町）の議会で議決され、六月二十四日から合併協議に参加することとなり、関係する規程などが改正されました。

岐阜広域合併協議会への岐南町の加入について
岐阜広域合併協議会を構成する市町を二市三町から、岐南町を加えた二市四町で構成する規約の改正。

岐阜広域合併協議会幹事会規程等の一部改正について
幹事会（各市町の助役などで構成）・専門部会・専門調査検討班（各市町の職員で構成）に岐

南町が加わる規程の改正。
新市建設計画の原案策定方針について

新市のマスタープランである新市建設計画の原案の策定方針に岐南町を加える。

住民アンケートの実施について
新しいまちづくりアンケートの調査対象者数などの増加。

各市町に居住する十八歳以上の住民 四四、四〇〇人

内訳	
笠松町	一、八〇〇人
岐阜市	三三、五〇〇人
羽島市	五、三〇〇人
柳津町	一、五〇〇人
北方町	一、五〇〇人
岐南町	一、八〇〇人

小委員会報告事項

議員の特例等に関する小委員会
第一回会議の開催結果について
・委員長と副委員長を選出
新市建設計画策定小委員会第一回会議の開催結果について

・委員長と副委員長の選出および新市建設計画策定スケジュールを決定

協議事項

新市の名称について
新市名は住民にとって大きな関心事であり、また、合併協議を進めるうえで、できる限り早く決定することが望ましい。

各市町からの提案を十分に尊重しながら審議を進め、次回（七月二十八日開催）で決定するものとする。
平成十五年度岐阜広域合併協議会補正予算（第一号）について
岐南町が合併協議会に加入したことになる、各市町の負担金の再計算など。

財産および債務 1（の取り扱いについて
各市町の財産および債務はすべて岐阜市に引き継ぐものとする。

一般職の職員の身分の取り扱いについて

・各市町の職員は、すべて岐阜市の職員として引き継ぐものとする。

・職員の任免、給与その他の身分については、公正に取り扱うものとし、その細目は二市四町の長が別に協議して定めるものとする。
条例・規則等の取り扱いについて

岐阜市の条例・規則等を適用するものとする。ただし、各種事務事業等の調整方針と関係する条例・規則等については、その調整を踏まえて規定の整理を行うものとする。
公共的団体等） 2（の取り扱いについて

合併後の市の一体性が速やかに確立されるよう、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。

1. 共通している団体は、合併時（もしくは合併後速やかに）統合するよう調整に努める。

2. 統合に時間を要する団体

3. 独自の団体は、現行のとは、将来統合するよう調整に努める。
おりとする。

1 財産および債務：市や町が所有する道路・河川などの財産、基金（預金）、地方債（借金）、物品など
2 公共的団体等：農協、漁協、生協、商工会等の産業経済団体、老人ホーム、育児院、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会等の文化事業団体など、公共的な活動を営む団体

